

「旭区」から「他区」へ引っ越し（区間転出）

15歳以下の こどもがいる方

住民異動届	転出先の区役所で手続き
国民健康保険の手続き	
就学(転校)の手続き	
児童手当	
こども医療証	

※小学校入学までのこどもがいる方

母子手帳 住所変更	2階 26番	6957-9882
保育所 住所変更	2階 28番	6957-9857

<もちもの>

- ・印鑑（朱肉で押すもの）
- ・こども医療証（お子様それぞれの分）
- ・母子手帳（小学校入学までのこどもがいる方）

※ひとり親家庭の方は「ひとり親家庭の方」も参照してください

平成30年4月

制度等の詳細につきましては、担当する課にお問い合わせください。